

「人工知能基本計画骨子・人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」に対する意見書

意 見 書

令和7年11月27日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室 宛て

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階

一般社団法人新経済連盟 代表理事 三木谷浩史

TEL:050-5835-0770

E-mail:info@jane.or.jp

(連絡担当者:大室)

「人工知能基本計画骨子・人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」に対する意見書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【人工知能基本計画骨子】

別紙様式

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
全般			<p>文章中に体言止めの表現が多用されており、解釈に幅が生じる可能性があるため、動詞を使った言い切りの表現等に変更いただきたい。</p> <p>例)P2、13 行目 イノベーションが進展 →イノベーションが進展した。</p> <p>P2、19 行目 AIは、安全保障の高度化や平和の構築にも貢献。 →貢献する、貢献できる可能性がある等。</p>
全般			<p>国として明るい未来を見せなければならないのだと思うが、全体的に危機感が欠如している印象である。「クラウド競争に負け、このままだと AI に係る国際競争にも負ける蓋然性が高い」くらいの強い危機感やメッセージが必要ではないか</p>

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
第1章	P.2	(国際競争と我が国の現状)	<p>AI の利活用及び開発は、我が国のイノベーションを促進するという観点からも記載内容には賛同する。</p> <p>他方で、「人工知能基本計画」は日本として重要な政策であり、民間企業による関与が必須でものであると理解している。したがって、利活用及び開発、イノベーションの促進に向けては、産業界と協働していくことが必要不可欠。今回の意見募集手続は開始から締切りまでおよそ1週間という短期間で行われたが、期間の縛りがない任意の意見募集手続であるとしても、このような短期間で産業界の声を十分に把握することは困難であることから、産業界の声をより広く反映できるよう、意見募集の期間には1か月等の十分な意見募集期間等を設定して頂くことを望む。</p>
第1章	P.2	(リスクへの対応)	<p>AI のリスクに対応し、安全性を高める方針に賛成である。そのためには、「データセキュリティ」(P.6)のような技術的な対応も重要となり、多様な技術の発展を促進していくべきである。</p> <p>例えば、技術的な安全性担保の方法として、IPA「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド」に記載されているような「計算途上のデータ暗号化」という技術要件を満たすことが有効である。そして、この技術要件を満たす手法の一例として「機密コンピューティング(Confidential Computing)」という技術が存在している。この技術は、日本のガバメントクラウドの要件になっていることや、海外では生成 AI 处理向けへの導入事例も増え、注目されている。</p> <p>今回の基本計画をより具体化し、実現していくために、機密コンピューティングをはじめとした安全性を高める技術の活用など具体的な手法についても政府から</p>

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
			情報提供されることを期待する。
第3章 第1節	P.5	AIの徹底した利活用や性能向上のため、データの集積・利活用、特に組織を超えたデータの共有、官民連携によるデータ利活用を促進。	官民や企業の枠組みを超えたデータ共有について、どのようなメリットや目的があるのか、どのようなデータを共有する想定なのか具体的に書くべき。記載されているセキュリティへの配慮(不正アクセス対策)は当然として、データの置き場やアクセス権、データ連携基盤をどのように運用するのかなど方針を示してほしい。
第3章 第1節	P.5、6	地方創生、経済再生、国民生活の質の向上に資するAI利活用を促すため、AI利活用を前提に既存の規制や制度を見直しことを含め、制度改革等を先導的に推進。 AIの社会実装の実現のための規制・制度の点検・見直し	具体的な取組例として、リーガル、医療等のプロフェッショナル領域をはじめ事業者によるサービス提供が制限されている分野において、生成AIの社会実装を前提として規制を適応させるため当該士(師)業法等の規制の考え方を見直すことを特に明示するべきである。 AIテクノロジーの進展に適応できていない士(師)業法の規制が、日本国内企業によるAIサービスの開発・提供を委縮させ、その結果、我が国のAIイノベーションを阻害し、国際競争力まで低下させる懸念がある。 例えば、2025年8月、我が国の法務省は、生成AIにより質問に応じて関連する労務関係Q&A記事の要約を出力する程度のサービスが、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止を定める弁護士法72条違反と評価される可能性があるとの見解を示している。
第3章 第1節	P.6	【具体的な取組例】 (4) 更なるAI利活用に向けた仕組みづくり ③ 医療・教育・農業・建設などの準公共分野、日本の強み	データセキュリティに関しては、データセキュリティそのものの高度化にAIを利活用することを明確にすべき

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
		となる産業・研究分野における質の高いデータを生かすため、データセキュリティにも留意しながら、データ連携基盤を構築【◎内閣府（AI室）、デジタル庁、関係省庁】	
第3章 第1節	P.6	【具体的な取組例】 （4）更なるAI利活用に向けた仕組みづくり ③ 医療・教育・農業・建設などの準公共分野、日本の強みとなる産業・研究分野における質の高いデータを生かすため、データセキュリティにも留意しながら、データ連携基盤を構築【◎内閣府（AI室）、デジタル庁、関係省庁】	日本の強みとなる質の高いデータを生かすという本項目の趣旨に照らして、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定）の「5. 先行個別分野の改革事項（重点領域におけるデータスペースの整備等）」に掲げられている各分野は取り組みの対象として明示されるべきであり、本項目に「金融」分野を追加すべきである。また、担当省庁に内閣官房（デジタル行財政改革会議事務局）を追加すべきである。
第3章 第1節	P.6	【具体的な取組例】 （4）更なるAI利活用に向けた仕組みづくり ③ 医療・教育・農業・建設などの準公共分野、日本の強みとなる産業・研究分野における質の高いデータを生かすため、データセキュリティにも留意しながら、データ連携基盤を構築【◎内閣府（AI室）、デジタル庁、関	データの利活用においては、教育データの民主化を進めることも重要であると考える。

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
		【省庁】	
第3章 第2節	P.7	我が国が独自に AI エコシステムを研究及び開発することのできる能力を強化。AI エコシステムを日本国内に構築、積極的に海外に展開することで、国際競争力も強化し、国力強化、デジタル赤字の解消に寄与。国家主権と安全保障の観点も踏まえ、日本の自立性・不可欠性を確保する。	現時点で AI に限らず日本発のグローバルな IT サービスはない現状を冷静にみつめ、既存の AI を上手く使いつつ、日本独自のアレンジを施していく方向性が現実的と思料。
第3章 第2節	P.7	AI モデルとアプリを組み合わせた多様なサービスの創出、AI とロボット等を組み合わせたフィジカル AI の開発導入、科学研究に広く AI を利活用する AI for Science 等の推進は日本の勝ち筋。	AI 基盤技術での全面的な競争は現実的でない一方、日本には製造業、ロボティクス、素材、医療機器など世界トップレベルの産業がある。真の勝ち筋は、これら既存の強み分野に AI 技術を掛け合わせ、グローバル市場に展開することと考えられる。例えば音声 AI 技術と日本の高品質なハードウェアの融合、フィジカル AI と製造ノウハウの組み合わせなど、日本独自の付加価値を生み出せる領域に集中投資すべき。国内市場保護ではなく、世界に売れる製品・サービス創出を最優先とした戦略を求める。
第3章 第2節	P.7	AI エコシステムが持続可能な形で発展できるよう、経済安全保障推進法や税制措置なども活用して官民が戦略的に投資。	税制措置なども活用する、という点においては、AI に特化した税制措置の措置も早急な検討が必要と考える。例として、AI 分野の研究開発における試験研究費の税額控除率の抜本的な引き上げや、データ保有者と開発企業の連携する取組み等への優遇制度、AI を活用したサービス・アプリケーション開発等といった AI 開発力強化に向けた優

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
			遇制度、AI 関連ソフトウェア投資について、取得価格以上の減価償却を認める、など税制面からも支援していくことが必要と考える。
第3章 第3節	P.9	【具体的な取組例】(1)②事業者等によるAIの研究及び開発・利活用における適正性の確保に向けた自主って気な取組を促すとともに行政における円滑かつ適正な利活用に向けた、AI法第13条に基づく指針その他各種ガイドライン等の整備・周知徹底	事業者として、記載いただいた内容に賛同する。 具体的には、特に事業者が各種取り組みを自主的に行えるよう、国や関係する団体に積極的な支援を期待する。 例えば、各企業が透明性レポートの開示に積極的に取り組めるよう、その重要性を周知し、公開を促す支援など。
第3章 第3節	P.9	この実現のため、国民や事業者等の自主的かつ能動的な取組を促す国としての基本的な考え方を提示。当該考え方等を踏まえ、AIセーフティ・インスピティテュート(AI-SI)の抜本的な強化によるAIモデルの技術的評価、当該評価も踏まえたAIがもたらすリスクに係る実態把握と必要な措置を講じる。	必要な措置においては、事業者等の自主的かつ能動的な取組の障壁となっていないか、過度な規制となっていないかといった観点から検討することが重要であると考え、検討に当たっては、産業界の声を広くヒアリングしていく機会を設けることを望む。
第3章第4節	P.11	AIの社会実装の実現のための規制・制度の点検・見直し【再掲】	具体的な取組例として、リーガル、医療等のプロフェッショナル領域をはじめ事業者によるサービス提供が制限されている分野において、生成AIの社会実装

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
			<p>を前提として規制を適応させるため当該士(師)業法の規制の考え方を見直すことを特に明示するべきである。</p> <p>AI テクノロジーの進展に適応できていない士(師)業法の規制が、日本国内企業による AI サービスの開発・提供を委縮させ、その結果、我が国の AI イノベーションを阻害し、国際競争力まで低下させる懸念がある。</p> <p>例えば、2025 年 8 月、我が国の法務省は、生成 AI により質問に応じて関連する労務関係 Q & A 記事の要約を出力する程度のサービスが、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止を定める弁護士法 72 条違反と評価される可能性があるとの見解を示している。</p>
第3章第4節	P.11	① 人とAIが協働する社会における人とAIの役割分担を模索し続け、人が人として生き抜く力を伸ばす	人が人として生き抜く力を伸ばす、といふことが具体的にどのような能力を指しているのかお示しいただきたい。
第3章第4節	P.11	① 人とAIが協働する社会における人とAIの役割分担を模索し続け、人が人として生き抜く力を伸ばす	消費者の情報接点は既存の広告をはじめとした情報接点領域から、個々人が保有する AI エージェントへ移行する可能性も十分考えられる。その際、世の中のサービスや製品の認知、購入動機の形成機能が AI 側に移転し、基幹技術を国外に依存する構造が、インターネット時代と同様に再生産される懸念がある。特に消費者意識は日本文化・教育・生活習慣など多様な情報接点から形成されるにもかかわらず、その仲介を他国技術に委ねることは、産業競争力だけでなく文化的主権の観点からもリスクが大きい。AI 時代における人間力の向上をアジェンダとするのであれば情報接点の戦略についても産学官で描いておくべき。

【人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子】

別紙様式

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
全般			<p>AI の利活用及び開発は、我が国のイノベーションを促進するという観点からも記載内容には賛同する。</p> <p>他方で、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」は日本として重要な政策であり、民間企業による関与が必須でものであると理解している。したがって、利活用及び開発、イノベーションの促進に向けては、産業界と協働していくことが必要不可欠。今回の意見募集手続は開始から締切りまでおよそ1週間という短期間で行われたが、期間の縛りがない任意の意見募集手続であるとしても、このような短期間で産業界の声を十分に把握することは困難であることから、産業界の声をより広く反映できるよう、意見募集の期間には1か月等の十分な意見募集期間等を設定して頂くことを望む。</p>
2. 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項	P.5	(2) ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保	透明性の確保は重要であると考える一方で、事業者等の自主的かつ能動的な取組の障壁となっていないか、指針の具体的な内容が事業者の取組みの足かせとなっていないかといった観点から検討することが重要であると考え、検討に当たっては、産業界の声を広くヒアリングしていく機会を設けることを望む。
2. 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項	P.5		<p>記載頂いた内容に基本的には賛同するが、以下の要素を追記頂くことを希望する。</p> <p>事業者としては、既存のガバナンスプロセスが存在していることと考えている。その中で AI という要素を付け加えて検討するものと考えるため、既存のプロセ</p>

章・節	該当ページ	該当する記載	ご意見
			スを把握したうえで、利活用することを念頭に、AI 特有の事項を追加しつつ、必要に応じて新たな取り組みを開始するような記載として頂きたい。
2. 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項	P.6		事業者として、記載頂いた内容について、修正を希望する。 (5) AIのイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮 とあるが、「配慮」という言葉が意図する事項があいまいであるため、合理的な範囲での情報提供など、具体的に事業者の行動に落とし込める表現を希望する。
3. 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項	P.7		記載いただいた内容に基本的には賛同するが、以下追記、修正を希望する。 ・人工知能基本計画には、AI開発・利用基盤の増強・確保という項目があるが、指針には相当する項目が無いように見受けられる。 エネルギー政策への投資などにまつわる具体的な活動項目を本節に追記することを希望する。 ・同様に人工知能基本計画には、「AI社会に向けた継続的変革」節において、AI人材の育成・確保という項目があるが、指針にはこれに相当する項目が無いように見受けられる。継続性の観点で、国主導での人材育成に取り組みに関する項目を本節に追記されることを希望する。
3. 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項	P.7		人材育成については、情報リテラシーを含めて、教育することが重要であると考える。

以上